資料

宿泊税の導入について

１．宿泊税導入の背景について

１）宿泊税とは

宿泊税は地方税の一種で、自治体が使途を決めることができる法定外目的税（地方税法 731 条）です。

一般的に、宿泊税を導入している自治体では、観光のための財源として地域の魅力を向上させることを使途に掲げるとともに、地域の観光振興や市民生活と観光との調和等に充てる財源として、令和６年７月末現在で３都府県５市１町で導入されています。

２）高山市の観光を取り巻く現状

観光は、地域の宿泊業や飲食業、運輸業等幅広い産業に関連する非常に裾野の広い産業であり、他の産業への需要創出や雇用創出等の経済波及効果が非常に大きい産業です。

高山市は昭和３０年以降、官民連携により観光誘客に取り組み、平成３１年には年間４７０万人を超える観光客が訪れる国際観光都市として成長しました。

図１．観光客の推移

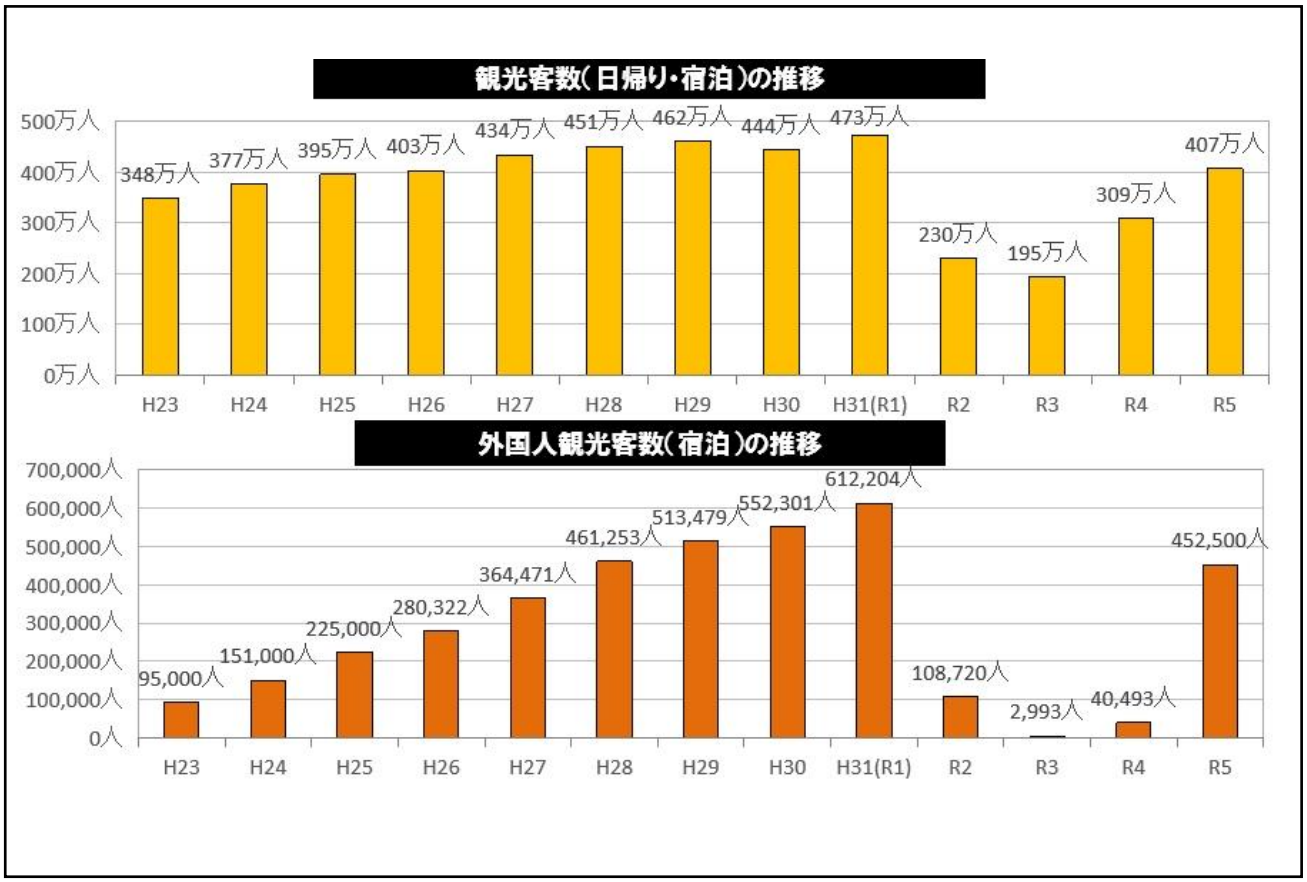

３）観光を活用した持続可能な地域づくり方針の策定（別紙）

市では、国際観光都市として成熟した飛騨高山の観光の強みを、市のまちづくり全般に波及させていくため、「観光を活用した持続可能な地域づくり方針」を策定しました。

当該方針では、「持続可能な地域づくりの実現　～観光を柱にした地域経済から、持続可能な地域づくりのために観光を活かすまち飛騨高山～」を目的に掲げ、先人たちの努力により脈々と受け継がれてきた飛騨高山の歴史や文化、自然を市民一人ひとりが享受するとともに、裾野が広く、地域の人材・資源・産業を有効に活用できる観光の特徴を活かした地域づくりを発展させることで、国内外から選ばれ続ける、住んでよし、訪れてよしの「国際観光都市　飛騨高山」の実現を目指すこととしています。

４）宿泊税導入の必要性

市の人口は 2050（令和 32）年に 53,862 人と推計され、2020 年と比較し 30,557 人、36.2%減少する見込みとなっています。また、生産年齢人口も 21,323 人、47.0%減少する見込みであり、今後も人口減少に伴う税収等の減少が見込まれる中で、少子高齢化などに伴う社会保障費の増加や公共施設等の老朽化に伴う更新や維持管理費の確保などが必要であると考えられます。

地域の活力低下や人材確保に加え市内消費の減少への影響が懸念される中で、国内外から訪れる観光客による大きな消費が得られる観光産業は、将来的にさらに重要な役割を担うものと考えられます。

図２．高山市の人口の推移

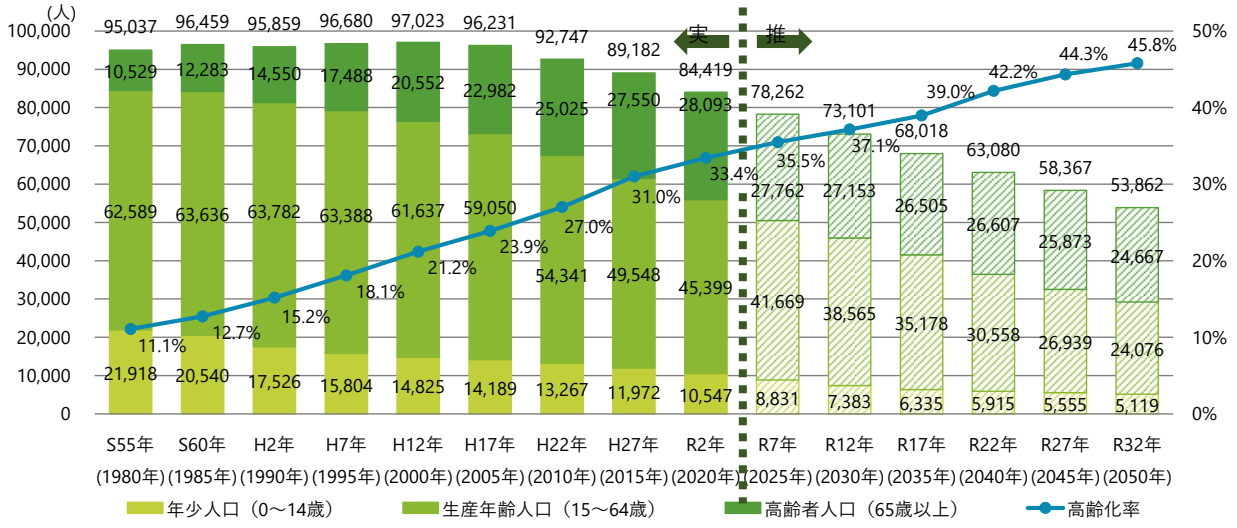

高山市の令和６年度予算総額は約 940 億円で、そのうち、観光振興の予算は約 14.3 億円、予算総額の約 1.5%に相当します。

図３．観光振興予算の状況

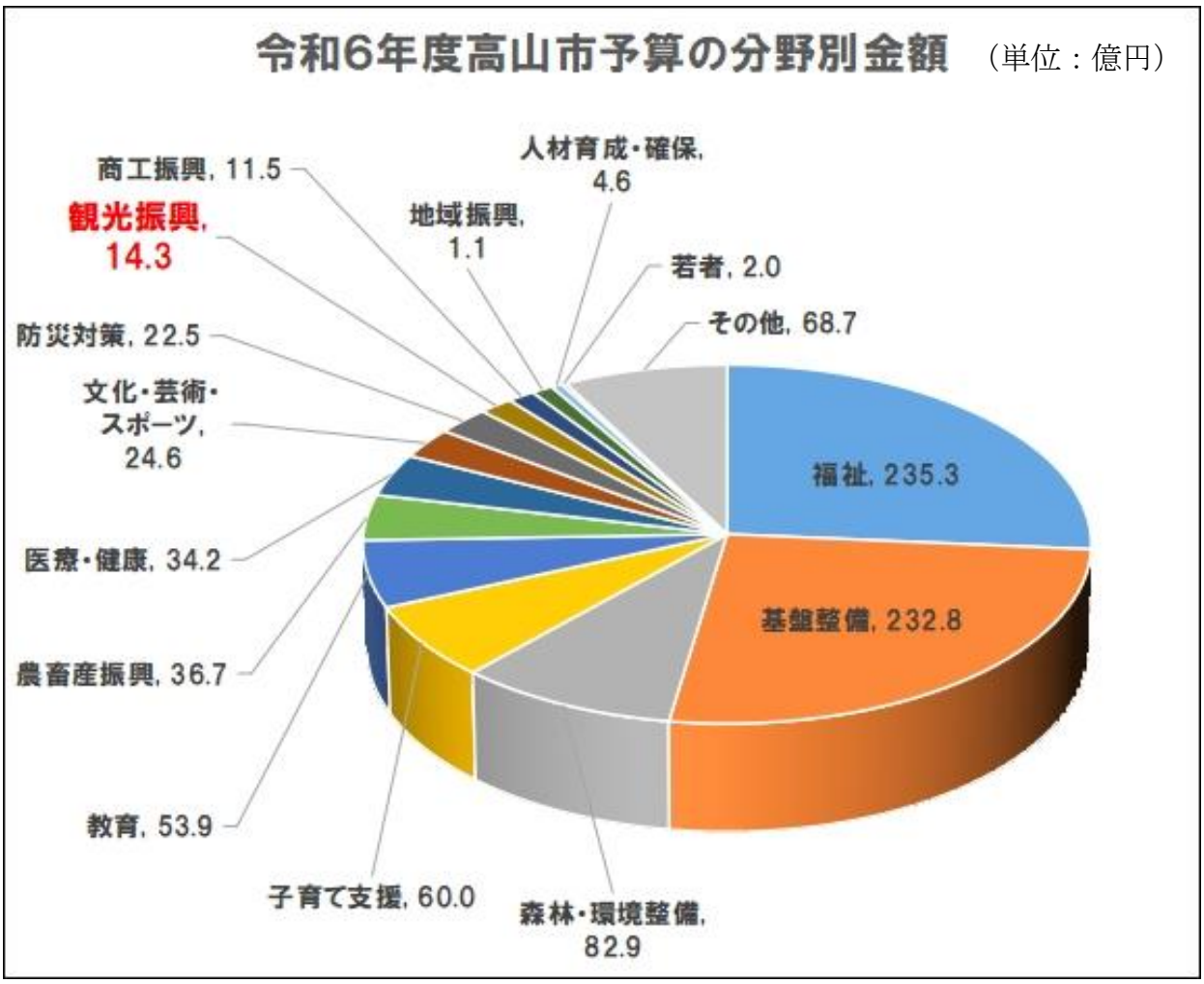

高山市観光統計における、高山市の令和５年の宿泊客１人あたりの消費単価は 39,511 円、日帰り客の 1 人あたりの消費単価は 13,171 円であり、それぞれの消費単価に宿泊客数もしくは日帰り客数を乗じて得た消費額の合計は 1,041 億 5243 万円、さらに、間接的に波及する経済波及効果も含む総額は 2,208 億 315 万円と推計され、市内消費に大きく貢献しています。

図４．観光消費の経済波及効果

５）宿泊税導入に係る検討経緯

時　期	内　　容
令和元年 12 月～	高山市産業経済懇談会において宿泊税に対する取組みについてを懇談
令和 4 年	法定外税の導入にかかる課題や現状に関する各種調査の実施
令和 5 年 12 月 12 日	第１回観光ビジョンを実現するための新たな財源を検討するプロジェクトチーム会議の開催
令和 6 年 1 月 29 日	第２回観光ビジョンを実現するための新たな財源を検討するプロジェクトチーム会議の開催
令和 6 年 3 月 15 日	第３回観光ビジョンを実現するための新たな財源を検討するプロジェクトチーム会議の開催
令和 6 年 3 月 25 日	宿泊税の早期導入にかかる要望書 ・市内 13 団体より市長に対して宿泊税の早期導入を要望
令和 6 年 4 月	観光を活用した持続可能な地域づくり方針の策定
令和 6 年 4 月 23 日	観光振興に係る新たな財源の導入についての議会産業建設委員会協議
令和 6 年 7 月 22 日	宿泊税の導入についての議会産業建設委員会協議
令和 6 年 9 月 18 日	宿泊税の導入に係る検討状況についての議会産業建設委員会協議

２．宿泊税制度の主な内容（案）について

１）目的

国際観光都市として成熟した飛騨高山の観光の強みを、市のまちづくり全般に波及させ、住んでよし、訪れてよしの持続可能な地域づくりに要する費用に充てるため

２）納税義務者

【方針】宿泊税は、市内の宿泊施設において、宿泊料金を受けて行われる宿泊に対し、その宿泊者に課税します。

〇宿　泊　施　設：旅館業に係る施設又は住宅宿泊事業に係る住宅

〇旅　　館　　業：旅館業法第２条第１項に規定する旅館業（同条第４項に規定する下宿営業を除く）

〇住宅宿泊事業:住宅宿泊事業法第２条第３項に規定する住宅宿泊事業(民泊)

【理由】

➢宿泊税は宿泊行為に対して課税する税であり、宿泊施設の形態に関わらず、公平性の面から全ての宿泊者を対象とすることといたします。

【参考】

➢旅館業法及び住宅宿泊事業法に位置付ける宿泊施設の考え方

・旅館業法で定める旅館業とは、「宿泊料を受けて人を宿泊させる営業」と定義され、「宿泊」とは、「寝具を使用して施設を利用すること」とされます。

・住宅宿泊事業法で位置付ける住宅宿泊事業とは、旅館業法に規定する営業者以外の者が宿泊料を受けて住宅に人を宿泊させる事業のことで、いわゆる民泊のことをいいます。

・旅館業法で定める旅館業は以下の３つに分類されます

１）旅館・ホテル営業

施設を設け、宿泊料を受けて人を宿泊させる営業で、簡易宿泊営業及び下宿営業以外のもの

２）簡易宿所営業

宿泊する場所を多数人で共用する構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて人を宿泊させる営業で、下宿営業以外のもの

３）下宿営業

施設を設け、１月以上の期間を単位とする宿泊料を受けて人を宿泊させる営業

３）徴収方法

【方針】宿泊税の徴収は、宿泊事業者（特別徴収義務者）による特別徴収とします。

・特別徴収義務者は、旅館業法の許可を受けた者や住宅宿泊事業の届け出を行った者、又は宿泊税の徴収について便宜を有する者

【理由】

➢宿泊税は、宿泊者が納税義務者となるため、課税対象者の把握や宿泊料金の徴収などを行う宿泊事業者が特別徴収義務者となり、宿泊料と併せて徴収する方法とします。

【参考】

➢特別徴収とは

・納税義務者である宿泊者から市が直接徴収するのではなく、宿泊事業者（＝特別徴収義務者）が市に代わって預かり、市に納付する仕組みのことをいいます。

・「旅館業法の許可を受けた者」、「住宅宿泊事業の届け出を行った者」とは、いわゆる宿泊施設の経営者のことをいいます。

・「宿泊税の徴収について便宜を有する者」とは、宿泊施設の経営者が、経営を全面的に委託している場合、その受託者をいいます。

４）税率

【方針】１人１泊あたりの宿泊料金に応じ以下の税率とします

宿泊料金	税率
10,000 円未満	100 円
10,000 円以上 30,000 円未満	200 円
30,000 円以上	300 円

【理由】

➢宿泊者が市内で受ける行政サービスは宿泊料金に関わらず同等であり、宿泊料金に応じた担税力を踏まえ、納税者に過度な負担とならないよう、宿泊料金の概ね１～２％程度の額を目安に段階的な税率とします。

【参考】

➢宿泊料金について

１）宿泊料金に含まれるもの
素泊まりの料金、素泊まりの料金に含まれるサービス料

２）宿泊料金に含まれないもの
消費税等の額に相当する金額（消費税、地方消費税、入湯税など）、宿泊以外のサービスに相当する料金（食事、電話、駐車場、会議室などの利用にかかる料金）

５）課税免除

【方針】以下に掲げる者に対しては宿泊税を課税しません。

○年齢１２歳未満の者

○学校の行事で行われる修学旅行の児童及び生徒並びにこれらの者を引率する教職員及び介助する者

【理由】

➢特別徴収義務者にとって簡素でわかりやすい制度とするため、現状の入湯税の課税免除と同様の制度とします。

６）制度の検証

【方針】条例施行後３年、その後５年ごとに制度の検証を行います。

【理由】

➢宿泊税導入後の社会、経済情勢の変化等を勘案し、定期的に税制度の検討を行う必要があります。なお、導入当初は制度開始に伴う宿泊者や宿泊事業者への影響を検証するため３年とします。

７）特別徴収義務者支援

【方針】①特別徴収事務交付金を新設します。

・特別徴収義務者に対し、納期内納入額の３％を交付

②宿泊税システム整備費補助金を新設します。

・宿泊税徴収に必要な機器等の改修、更新等の費用を助成

【理由】

➢宿泊税導入に伴う徴収準備及び徴収事務に係る負担の軽減と円滑な徴収を図ります。

➢システム整備費補助金の詳細については引き続き検討を進めます。

３．宿泊税の使途について

１）基本方針

市が策定した「観光を活用した持続可能な地域づくり方針」の基本方針の実現に資する事業に活用します。

【参考】　観光を活用した持続可能な地域づくり方針　基本方針

先人たちの努力により脈々と受け継がれてきた飛騨高山の歴史や文化、自然を市民一人ひとりが享受するとともに、裾野が広く、地域の人材・資源・産業を有効に活用できる観光の特徴を活かした地域づくりを発展させることで、国内外から選ばれ続ける、住んでよし、訪れてよしの「国際観光都市　飛騨高山」の実現を目指します

○多様な主体の参加を促し、観光の強みを取り入れた強靭な地域づくりを目指します
・観光を活用して様々な産業・地域・人を繋ぎ、相互の活動等への参加や役割分担の明確化を促すことで、民間の底力や地域の稼ぐ力を底上げし、持続可能な地域づくりを目指します

○観光を活用した地域資源の保護・活用や人材育成、郷土愛の醸成による活力ある地域づくりを目指します
・観光を活用した交流人口の拡大や地域資源の磨き上げ、多文化共生に対する理解促進、飛騨高山ブランドの共有などを進めることで、地域活力を生み出し、持続可能な地域づくりを目指します

２）宿泊税の使途

以下の５つの事業と賦課徴収に要する市の経費や特別徴収義務者の支援に活用します。

事業	想定される事業の内容
観光振興事業	・バリアフリー対策による居住、滞在環境の向上 ・インタープリターなどの育成 ・松本・高山 Big Bridge 構想の推進 ・オーバーツーリズム未然防止対策の推進 ・インバウンドに対するマナー啓発の強化 ・支所地域の地域資源の掘り起こし　など
環境保全事業	・公衆トイレや交通機関などの利用環境の向上 ・自然環境の保全や活用 ・景観保全の強化　など
文化振興事業	・文化財の保全や活用 ・文化・伝統芸能の担い手育成や魅力発信　など
危機管理事業	・インバウンド医療体制の強化 ・災害時における市民・観光客の安全対策の充実　など
組織運営事業	・観光専門人材の確保や育成 ・支所地域の観光誘客強化 ・戦略的なデータ収集や分析とマーケティングへの活用 ・観光地域づくり組織の安定運営やガバナンス強化　など

４．今後のスケジュールについて

令和６年１２月　　関係例規の整備
令和７年　１月～　総務大臣協議
　　宿泊事業者等への徴収事務説明会の開催
　　市内外への制度の周知等
　　１０月　　宿泊税の導入